

## 令和3年度スクールアドバイザー派遣事業実施要項

香川県教育委員会

### 1 目的

本事業は、保健に関する指導力や食に関する指導力、校務分掌遂行力に優れた教職員を、スクールアドバイザーとして委嘱し、研修活動等におけるアドバイザーとして学校に派遣することによって、県内教職員の資質能力の向上に資することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業は、各市町教育委員会の協力を得て、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施するものとする。

### 3 スクールアドバイザーの派遣対象及び事業内容

- (1) スクールアドバイザーは、授業研究や実務を伴う研修活動において、保健指導や栄養指導等に係る指導・助言を行うものとする。
- (2) 県教育委員会は、次の場合にスクールアドバイザーを派遣するものとする。
  - ア 学校における校内現職教育及び同一学校に勤務する教職員で構成されるグループにおける研修
  - イ 近隣の学校に勤務する同一教科や同一領域等の分掌を担当している教職員により構成されるグループにおける研修
  - ウ その他、県教育委員会が主催する事業に関する研修
- (3) スクールアドバイザーの派遣回数は、原則として、スクールアドバイザー1名につき、年間3回を限度とする。
- (4) スクールアドバイザーは、当該学校の校長等と密接な連携を図りながら、指導・助言に当たる。

### 4 スクールアドバイザーの委嘱等

- (1) 県教育委員会は、保健指導や栄養指導に優れた教職員を、スクールアドバイザーとして委嘱する。
- (2) スクールアドバイザーの任期は1年とし、再任されることを妨げない。
- (3) 県教育委員会は、派遣を希望する学校の校長等の申請により、スクールアドバイザーを派遣する。
- (4) 県教育委員会は、スクールアドバイザーの派遣旅費を負担する。

### 5 派遣等の手続

- (1) スクールアドバイザーの派遣については、事前に日程等の調整が必要であることから、派遣を希望する学校の校長等は、派遣希望日の1か月前までに、香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）に電話連絡する。
- (2) 県教育センターは、スクールアドバイザーの派遣先及び日時をスクールアドバイザーが在籍する学校と調整し、派遣の可否等について、希望する校長等に連絡する。
- (3) 県教育センターからスクールアドバイザーの派遣予定日時の連絡を受けた学校の校長等は、派遣日の2週間前までに派遣申請書（様式1）を、県教育センターに電子メール等で提出する。

(4) 県教育センターは、提出された派遣申請書に基づき、派遣依頼書（様式2）により、スクールアドバイザーが所属する学校を所管する市町教育委員会教育長、校長及び本人に依頼するとともに、関係教育事務所に依頼書の写しを送付する。

(5) 派遣終了後、スクールアドバイザーは県教育センター所長あて復命書（様式3）を電子メール等で提出する。派遣を受けた学校の校長等は実施報告書（様式4）を速やかに県教育センターに提出（鑑不要）する。

## スクールアドバイザー派遣 実施の流れ

